

○飯島町イメージキャラクター及び町名ロゴの使用に関する要綱

平成21年7月8日

告示第78号

(趣旨)

第1条 この要綱は、飯島町を広く町外にアピールし、町のイメージアップを図るために制定した飯島町イメージキャラクター「いいちゃん」及び町名ロゴ（以下「キャラクター等」という。）のデザインの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) キャラクター等 別表第1に定めるものをいう。
- (2) 指定色 別表第2に定めるものをいう。

(使用の申請及び承認)

第3条 キャラクター等のデザインを使用しようとするもの（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ飯島町キャラクター等使用承認申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国、県、町及びその関係機関が使用するとき。
- (2) 飯島町ふるさと大使設置要綱（平成13年飯島町告示第12号）第4条第3号の規定による大使の名刺及び飯島町職員が職務上使用する名刺に使用するとき。
- (3) 報道機関が町政に係る報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他、町長が特に認めるとき。

2 町長は、前項の使用の申請があった場合は、その内容を審査し、速やかにその可否を飯島町キャラクター等使用承認（不承認）通知書（様式第2号）により使用申請者に通知するものとする。

3 キャラクター等のデザインの使用は、無償とする。

(承認の基準)

第4条 町長は、前条第1項の規定による使用の申請が次の各号の一に該当すると認めるときは、使用を承認してはならない。

- (1) 町の信用や品位を害し、又はキャラクター等の制定の趣旨に反するおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反、又は抵触の恐れのあるもの
- (3) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの

(4) 政治活動及び宗教活動に関するもの

(5) その他町長が使用について不相当と認めるもの

2 第3条第2項の使用承認は、当該使用申請者にキャラクター等を独占的に使用する権利を認めるものではない。

3 第3条第2項の使用承認は、他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

4 町長は、飯島町のイメージアップを図るため必要があると認めるときは、その必要の限度において、使用の承認に条件を付することができる。

(申請の変更)

第5条 第3条第2項の使用の承認を受けた者は、同条第1項の申請書の内容を変更しようとするときは、町長の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 第3条の規定は、前項の場合に準用する。

(遵守事項)

第6条 使用申請者は、キャラクター等のデザインを使用するにあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 申請書に記載した目的及び方法で使用する。

(2) 指定色、形式等を使用すること。ただし、キャラクター等のイメージを損なわない範囲において、近似色を使用しても差し支えないものであること。

(3) イメージキャラクター「いいちゃん」のデザインを使用する場合は、使用する物件又は包装に「飯島町」又は「いいじままち」を表示すること。

(4) 使用する物件の完成見本を速やかに町長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等確認ができるものをもってかえることができる。

(5) 使用申請者は、キャラクター等のデザインを自己のものとして意匠登録及び商標登録を行ってはならない。

(6) その他町長が特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用すること。

(使用承認の取消し)

第7条 町長は、使用申請者がこの要綱の規定に違反したとき、又はその使用が第4条第1項各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消すことができる。

2 前項の取消しは、飯島町キャラクター等使用承認取消書（様式第3号）により通知するものとする。

3 使用の承認を取り消されたものが、取消しによって損害を受けることがあっても、町は、その補償の責めを負わない。

(承認期間)

第8条 キャラクター等の使用承認期間は、3年以内で町長が定める期間とする。

2 使用申請者が、使用承認の有効期間の満了の日後も引き続き承認を受けようとするときは、改めて申請書を町長に提出しなければならない。

3 第3条の規定は、前項の場合に準用する。

(使用申請者の責務)

第9条 使用申請者は、キャラクター等の使用申請に係る物品、商品制作物等に対し、第三者の商標権、意匠権、著作権等について一切の責任を負うものとする。

2 前項の権利関係についての紛争が生じた場合は、使用申請者の責任において解決するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

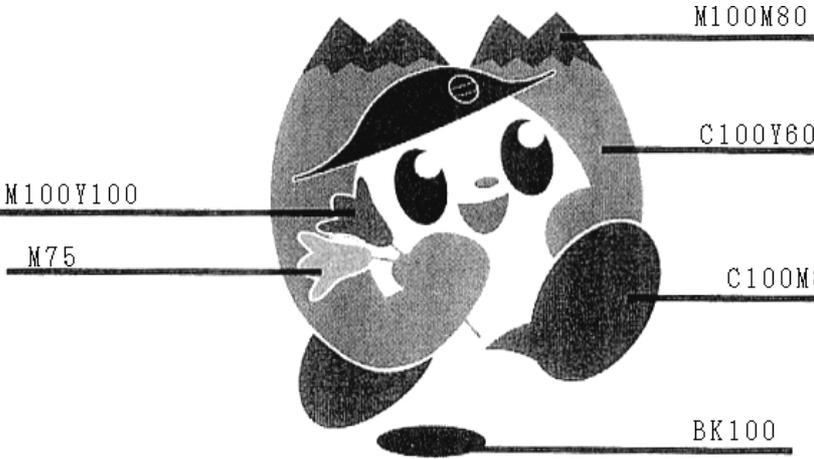
この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

飯島町イメージキャラクター「いいちゃん」	
町名ロゴ 和文	
町名ロゴ かな	

町名ロゴ 英文	<p style="text-align: center;">緑いっぱい歴史の町</p> <p style="text-align: center;">信州</p> 
---------	---

別表第2 (第2条関係)

<p>飯島町イメージキャラクター「いいちゃん」</p>	<p>いいちゃん配色カラー指定色</p>  <p>4C分解表示 C—シアン M—マゼンタ Y—イエロー BK—ブラック</p>											
町名ロゴ 和文	町名ロゴ指定色											
町名ロゴ かな	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">近似色</th> <th>指定内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">既成色見本の場合</td> <td>大日本インキ</td> <td>DIC176</td> </tr> <tr> <td>東洋インキ</td> <td>TOYO CF0274</td> </tr> <tr> <td colspan="2">プロセス印刷の場合</td> <td>C(シアン) 100%+Y(イエロー) 60%</td> </tr> </tbody> </table>	近似色		指定内容	既成色見本の場合	大日本インキ	DIC176	東洋インキ	TOYO CF0274	プロセス印刷の場合		C(シアン) 100%+Y(イエロー) 60%
近似色		指定内容										
既成色見本の場合	大日本インキ	DIC176										
	東洋インキ	TOYO CF0274										
プロセス印刷の場合		C(シアン) 100%+Y(イエロー) 60%										
町名ロゴ 英文												

様式第1号(第3条関係)

飯島町キャラクター等使用承認申請書

年 月 日

(あて先)飯島町長

住 所  
申請者 団体名等 印  
代表者名

「飯島町イメージキャラクターの使用に関する要綱」第3条に基づき、飯島町キャラクター等のデザインの使用について次のとおり申請します。

使用区分	使用対象	キャラクター		
		町名ロゴ	和文	かな 英文
	目的区分	営利目的	非営利目的	
		指定色使用	規格どおり使用	規格外使用あり
使用目的				
使用方法			作成数量	
販売方法 販売場所 (販売を目的とする場合)				
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
連絡先責任者	部署・氏名 電話番号 FAX番号 Eメール			
備考				

様式第2号(第3条関係)

飯島町キャラクター等使用承認(不承認)通知書

第 号

年 月 日

様

飯島町長 印

飯島町キャラクター等の使用について、次のとおり承認(不承認)したので通知します。

使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
備考	

承認条件

- 1 申請書に記載した目的、方法のとおり使用すること。
- 2 「飯島町イメージキャラクターの使用に関する要綱」に定めた事項を遵守すること。
- 3 いいちゃんのデザインを自己のものとして商標登録を行わないこと。

不承認の理由	
--------	--

様式第3号(第7条関係)

飯島町キャラクター等使用承認取消書

第 号

年 月 日

様

飯島町長 印

年 月 日付け 第 号にて承認した飯島町キャラクター等の使用について、下記事由により承認を取り消します。

記

(取消事由)

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)